

海外派遣事業応募要領

平成18年1月27日
令和7年11月13日最終改正
国立大学図書館協会理事会

(趣 旨)

第1条 「海外派遣事業実施要項」(令和7年11月13日最終改正 国立大学図書館協会理事会決定)(以下「要項」という。)第8項の規定に基づき、海外派遣事業の応募について必要な事項を定める。

(応募資格)

第2条 海外派遣事業に応募できる者は、派遣年度の4月1日時点で次の各号とも該当する者とする。

- (1)国立大学図書館協会(以下「協会」という。)の会員に所属し図書館業務に携わっている常勤の職員。ただし、館長、部長、課長、事務長等の管理職及び主として教育研究に携わっている者を除く。
- (2)大学図書館職員短期研修(京都大学附属図書館、東京大学附属図書館及び国立情報学研究所主催。平成15年度までは文部科学省主催。平成18年度までの名称は大学図書館職員講習会。)または大学図書館職員長期研修(筑波大学主催。平成15年度までは文部科学省及び筑波大学主催。)を既に受講している45歳以下の者。

(応募の区分)

第3条 応募できる区分は、次の各号のいずれかとする。

- (1)長期(2週間以上)
- (2)短期(1週間程度)
- (3)オンラインによる会議等での発表

なお、(2)及び(3)はグループによる応募も可とする。ただし、グループは、異なる会員に所属する職員で構成するものとし、グループ代表者を定めて応募することとする。(3)については、(1)または(2)に加えることも可能とする。ただし、その合計日数は(1)または(2)の期間を上限とする。

(実施の期限)

第4条 応募者は、派遣年度内に帰国またはオンラインによる発表を終えることを原則とする。

(応募の方法)

第5条 応募者は、所定の期日までに、会員の代表者の推薦書を添えて必要書類を協会会長に提出する。ただし、第3条(3)については通年での応募を可能とする。

(応募の期限)

第6条 応募の期限は、派遣年度の前年度の3月末日とする。ただし、郵送の場合は、当日までの消印があるものは有効とする。なお、第3条(3)については、発表予定日の8週間前を期限とする。

(提出書類)

第7条 応募に当たって提出する書類は、次のとおりとする。なお、提出書類は返却しない。

(1)海外派遣事業推薦書(別紙様式1)

(2)海外派遣事業調査研究等計画書(別紙様式2)

なお、計画作成時に、主要な訪問機関に対して必ず連絡調整を行い、計画書に訪問先の担当者名等を記載するものとする。国際会議の発表・出席(申請中を含む)の場合は、その開催要項及び申請書類を添付するものとする。また、第3条(3)の応募は別紙様式2-2を使用する。

(3)海外派遣事業所要経費積算書(別紙様式3)

(派遣に係る報告)

第8条 派遣された者は、帰国後すみやかに報告書を作成し、派遣年度内に協会会長に提出するものとする。また、原則としてその成果を『大学図書館研究』に投稿するものとする。

2. 前項に定めるもののほか、協会関連行事その他の場で、上記の報告に関連した成果を公表するように努めるものとする。

(書類提出後の変更及び辞退)

第9条 書類提出後の計画内容の変更は原則として認めない。ただし、海外派遣者選考委員会が必要と認めた場合は、計画書の再提出を求めるものとする。

2. 書類提出後に所属等の異動があった場合には、別途通知する期限までに変更の届出を行うものとする。

3. 海外渡航を中止する必要がある場合には、ただちに協会会長に申し出るとともに、受領した経費を返還するものとする。

4. 派遣先で感染症に罹患するなどの理由で出国出来ず滞在期間が延長となった場合の経費は原則として協会が負担する。なお、計画提出時に判明している入国時の外出制限期間については第3条の期間には含めず、その期間に必要な経費については派遣元の機関の負担とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、海外派遣事業の応募に関し必要な事項は、海外派遣者選考委員会の定めるところによる。

附 則

1. この要領は、平成18年1月27日から施行する。
2. この要領は、平成22年2月8日から施行する。
3. この要領は、平成22年11月10日から施行する。

4. この要領は、平成24年11月13日から施行する。
5. この要領は、平成25年10月24日から施行する。
6. この要領は、平成26年11月17日から施行する。
7. この要領は、平成27年5月18日から施行する。
8. この要領は、令和元年11月8日から施行する。
9. この要領は、令和4年11月17日から施行する。
10. この要領は、令和7年11月13日から施行する。